

内訳書提出要領（内訳書提出・確認）

（趣旨）

- 第1条 この要領は、福井市企業局条件付き一般競争入札実施要領第12条第4項の規定に基づき、内訳書に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領の適用に当たっては、内訳書の提出が、福井市企業局において発注する建設工事等の請負契約について、入札参加者の適正な見積りによる品質の確保及び公正な入札の維持を目的としていることに留意しなければならない。

（提出する内訳書の内容）

- 第2条 入札参加者が提出しなければならない内訳書は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致すること。
- (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する工事区分・工種・種別と同一の工事区分・工種・種別を明らかにした内訳により見積もったものであること（一般業務委託を除く。）。
- 2 内訳書の提出に当たっては、入札執行者から特に指示がない限り、内訳明細表及び代価表の添付を要しない。

（内訳書の確認）

- 第3条 入札執行者及び入札執行者が指定する入札担当者は、提出された内訳書について、開札と同時に、次に掲げる事項を確認するものとする。
- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであること。
- (2) 違算及び不適切な事項の記載がないこと。
- (3) その他入札執行者が必要と認める事項
- 2 入札執行者は、内訳書の確認を行った場合において、談合の疑義が認められる場合は、別に定める談合情報対応マニュアルに基づき、適切な対応をとるものとする。

（入札の無効等）

- 第4条 入札執行者は、次に掲げる場合に該当するときは、当該入札参加者の入札を無効とするものとする。
- (1) 入札参加者が、入札執行者の指定する日時及び方法により、内訳書の提出を行っていない場合
- (2) 入札執行者が、提出された内訳書について、前条第1項各号に掲げる要件を満たしていると確認できない場合
- 2 入札執行者は、前項の規定により入札を無効とした場合は、福井市建設工事請負等契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を検討するものとする。

（その他）

- 第5条 建設コンサルタント業務等の内訳書については、第2条第1項第2号中「工事区分・工種・種別」とあるのは、「区分・種類・種別」と読み替えて同号を適用する。

2 一般業務委託の内訳書については、入札公告において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。